

月刊



岐阜労働局

ぎふ労働局 通信



2026 **1**

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク

岐阜県最低賃金

時間額

1,065円
(64円アップ)

発効日

令和7年10月18日

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。



「キャリアアップ助成金」

(賃金規定等改定コース・正社員化コース)



「賃金規定等改定コース」とは？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

賃金規定等改定コースを活用して従業員の賃金アップを図りませんか？



【支給額】

1人当たりの
助成額は右
のとおりです。

	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

【助成例】

A社で働くパートタイマー20人の基本給を6%以上引き上げた場合、
140万円(70,000円×20人)支給(中小企業の場合)

「正社員化コース」とは？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者等を正規雇用労働者に正社員転換した場合に、事業主に対して助成を行う制度です。

正社員化コースを活用して従業員を正社員転換しませんか？



労務担当者向けの無料セミナーを開催中！

ぎふ働き方改革推進支援センターでは、オンライン（Zoom）による無料セミナーを開催しています。
働き方に関する制度や実務のポイントを短時間で分かりやすく解説します。是非ご活用ください。

えるばし認定取得入門セミナー 女性が輝く企業は、未来が輝く

2026年1月5日（月）15:30～16:00

介護離職させないために

2026年1月15日（木）14:00～14:30
2026年1月29日（木）14:00～14:30

最低賃金法の解説

2026年1月13日（火）15:00～15:30
2026年1月27日（火）15:00～15:30

管理者向け ハラスメント対策・対応セミナー

2026年1月19日（月）15:30～16:00
2026年1月28日（水）15:30～16:00

くるみん認定取得入門セミナー 子育てサポート企業として選ばれる企業へ

2026年1月30日（金）15:30～16:00

お申し込みは岐阜働き方改革推進支援
センターHP内の申込フォームからお申込み
ください。



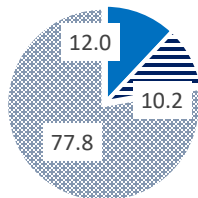
高齢者雇用の現状と、押さえるべきポイント

高年齢者就業確保措置の実施状況 令和7年「高年齢者雇用状況等報告」集計結果

70歳まで働ける企業 38.8% 昨年より2.9ポイント増加

70歳までの就業確保措置の内訳

従業員21人以上の調査対象4,022社



- 定年制の廃止
- 定年の引上げ
- ※ 継続雇用制度の導入

★65歳までの高年齢者雇用確保措置実施企業
→4,022社(100%)

★70歳までの高年齢者就業確保措置実施企業
→1,561社(38.8%)

労働安全衛生法・作業環境測定法 改正 令和8年1月1日から段階的に施行

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。



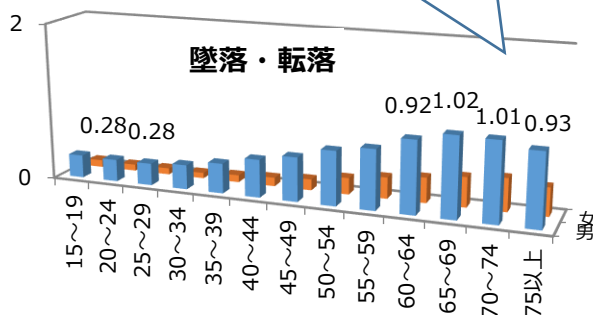
高年齢労働者の労働災害防止の推進（労働安全衛生法）

令和8年4月からは、高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、**高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。**
また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

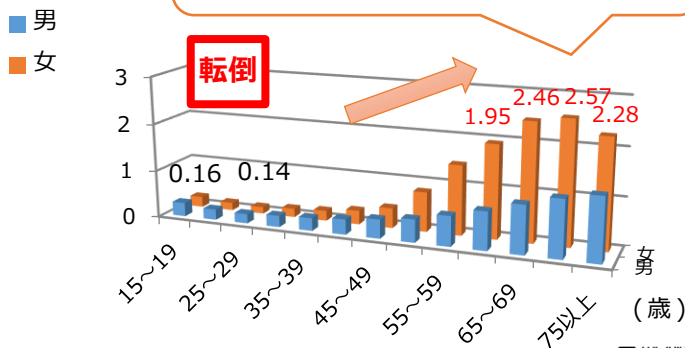
高齢者に多い労働災害の傾向

- 転倒は、**高年齢になるほど労働災害発生率が上昇。**
 - **高年齢女性の転倒**災害発生率は**特に高い。**
- ⇒年齢の上昇に着目した対策は転倒、墜落・転落で特に重要な課題
(とりわけ中高年齢女性の転倒防止)

男性の場合、60代以上（平均0.97）は20代（平均0.28）の約3倍



女性の場合、60代以上（平均2.24）は20代（平均0.15）の約15倍



データ出典：労働者死傷病報告（令和3年）
：労働力調査（基本集計・年次・2021年）

厚生労働省HP
(高年齢労働者の安全衛生対策について)



「失業保険の金額・期間を増やせる!？」という申請サポートに注意！！

☆☆不正受給を促すかのようなケースも☆☆

全国の消費生活センター等には、「失業保険の受給額や受給期間が増える」とうたう申請サポートに関する相談が寄せられています。

給付を増やすために事実ではない内容で申請すると不正受給となり、申請者本人が責任を問われることになります。失業保険のことは最寄りのハローワークにご相談ください。

